

都城市高城老人福祉館指定管理者候補者選定の概要

都城市高城老人福祉館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成26年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

(2) 代表者名

島津 久友

(3) 所在地

都城市松元町4街区17号

(4) 設立年月日

平成18年1月5日

(5) 従業員数

289名

(6) 業務内容

法人運営、総務に関すること

地域福祉に関すること

相談支援に関すること

在宅福祉に関すること

2. 指定期間

平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城老人福祉館 (都城市高城町穂満坊303番地2)	敷地面積：2,457.17㎡ 延床面積：494.26㎡ 施設内容：鉄筋コンクリート 平屋建 附属施設： 倉庫

(2) 業務概要

- ①施設等の利用の許可に関すること
- ②施設等の利用の許可の取り消し等に関すること
- ③施設等の利用の制限に関すること
- ④施設の維持管理に関すること
- ⑤安全管理等に関すること
- ⑥その他、市長が必要と認める業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

社会福祉法人都城市社会福祉協議会は、都城市地域福祉計画に基づく総合的な地域福祉事業の推進及び協働体制を築く上で唯一の団体であり、また当該施設は、これらの事業を行う上で地域の拠点となる施設であるため。

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

高齢者のいこいの場及びクラブ活動の拠点施設として、地域福祉の推進団体等の利用者に対して、積極的な利用を促進し、地域住民から親しまれる施設となるよう努めている。

・施設の効用の最大限の発揮について

開館時間の延長を行い会議室の利活用を積極的に図り、各種の相談事業などへも柔軟に対応している。また、地域住民のニーズに対応し、所有している備品等の無料貸し出しを行うなど、利便性の向上に努めている。

・管理経費の縮減について

こまめな消灯や空調機の適正利用・管理に配慮し、日常的な館内清掃活動を職員自ら行うなど、経費の節減に努めている。

・管理運営能力について

社会福祉法人都城市社会福祉協議会高城支所長を管理者として、連絡体制及び責任体制を構築しており、災害時の一時避難所としての対応を含め、円滑な施設運営に努めている。また、財政状況についても、決算書類により健全な経営状況であることが確認でき、本市及び高城地区社会福祉協議会との連携も十分に図られており、施設の管理運営能力を有している。

事業計画書(概要版)

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都市高城老人福祉館

(1) 市民の平等な利用に関すること
<p>※当該施設の管理運営方針</p> <p>高城老人福祉館は、高齢者に対し、教養講座、レクリエーション等の場を提供し、もって心身の健康の増進を図るための施設であり、広く高城地区の地域福祉推進の拠点として、地域福祉計画の実践に向けての組織である地区社会福祉協議会の活動を中心に関連団体の活性化に向けての展開を図っていく。</p> <p>※市民の平等利用の確保</p> <p>地域福祉の推進に関する団体等の利用者に対して、積極的に利用を促進し、利用申込が重なった場合は、優先順位や重要度に応じて、公平で柔軟な活用ができるように配慮する。</p> <p>※当該施設に係る相談や苦情への対応</p> <p>管理者(支所長)が苦情解決の責任者となり、利用者や地域住民から寄せられた相談や苦情等に真摯に対応し、解決に向けて最大の努力をする。専門的な事項については、それぞれの法や要綱等に照らして対応していく。</p> <p>※環境に配慮した取り組み</p> <p>最近の環境問題を充分理解し、電気・水道等利用の節減に努め、資源の再利用についても配慮する。</p>
(2) 施設効用の発揮に関すること
<p>※サービス・利便性維持向上を図るための方法</p> <p>施設利用に関しては必要な備品等の貸し出しを行い、施設外で利用するイベント用の備品等についても、ニーズに応じて積極的に貸し出しする。</p> <p>※利用者からのニーズへの対応について</p> <p>本会は、地域住民のニーズに可能な限り対応するとともに、不足する備品等については行政等へ要望し、ニーズの充足に努める。人的出席の要請があった場合は、許容できる範囲で積極的に対応する。</p> <p>※利用を増やすための工夫</p> <p>開館時間の延長については柔軟に対応し、各種の相談事業についても行政の広報等を積極的に活用していく。</p>
(3) 管理経費の縮減に関すること
<p>※経費の節減等の具体的内容</p> <p>電気等はこまめに消し、エアコンの設定温度の調節も適切に行い、効果的かつ効率的な管理運営に努める。施設の貸し出し時も節電、節水、エアコンの適正利用等について注意を促す。</p> <p>※清掃・維持補修等に関する考え方</p> <p>日常的な清掃は職員が行い、土足利用をしているため床のワックス掛けについては定期的に業者に委託する。また、施設周囲の樹木剪定等についても、シルバー人材センター等を利用する。消防設備の管理については業者に委託する。</p>
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<p>※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制</p> <p>本会高城支所長を管理者として、事務職員や介護職員の連絡体制を整え、それぞれの任務に応じて責任体制を確立し、施設管理運営が円滑にできるようにする。</p> <p>※職員の指導育成、研修体制</p> <p>常に指定管理者としての意義を把握させ、定期的な研修時に施設管理の在り方を周知する。</p> <p>※災害時の対応、連絡体制</p> <p>管理責任者を中心とした緊急連絡網を常に整備し、当該施設は災害時等の一次避難所となっているので、行政や関係機関との連携をとり、速やかに対応する。</p>

事業計画書(概要版)

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都市高城老人福祉館

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方

本会の個人情報保護規程を遵守し、個人情報の適正管理に努める。特に相談事業等の情報等については細心の注意を払う。

施設管理に要する経費、利用状況、実施事業等については、常に開示できるよう整理をする。

労働法令等についても、法令順守を徹底する。

(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

1. 指定管理であるという本会の位置づけを確認し、施設管理にあたる。
2. 消防法(防火管理者の設置)などの法令を遵守するとともに、社会福祉法人としての責務を果たす。

(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

1. 施設設立時の理念に立ちかえり、公共性を再認識する。
2. 今後の地域福祉推進の拠点として確たるものを構築するとともに、施設の利便性や市民開放を啓発する。
3. 社会福祉協議会の特性を活かし、市民の拠りどころとなるよう安心安全なまちづくりに努める。